浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月７日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市条例第24号

浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

浜田市総合福祉センター条例（平成17年浜田市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的及び設置）

第1条　市民等が取り組む主体的な福祉活動への支援及びその活動の場の提供を行うことにより、総合的な福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を浜田市野原町859番地1に設置する。

（定義）

第2条　この条例において「市民等」とは、市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。

第3条各号を次のように改める。

⑴　市民等が取り組む福祉活動の支援及び活動の場の提供

⑵　福祉に関する相談及び情報の提供

⑶　その他市長が福祉の増進のため必要と認める事業

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

⑴　第3条各号に掲げる事業に関する業務

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用時間）

第7条　総合福祉センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第8条を次のように改める。

（利用対象者）

第8条　総合福祉センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。

⑴　福祉活動のため利用する市民等

⑵　その他市長が特に必要と認める者

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ず

つ繰り上げる。

第12条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第13条　利用料金は、無料とする。

第14条から第16条までを削る。

第17条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第14条とし、第18条を第15条とし、第19条を第16条とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、改正前の浜田市総合福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浜田市総合福祉センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。